

第52号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市特別職報酬等審議会の担当事務に教育長の給料の額に関する事項についての審議を加えるとともに、芦屋市PFI事業者選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市特別職報酬等審議会の項担任事務の欄中「及び副市長」を「副市長及び教育長」に改め、同表市長芦屋市景観認定審査会の項の次に次のように加える。

芦屋市PFI事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定による特定事業を実施する民間事業者の選定に関する事項についての審議	5人	(1) 学識経験者 (2) 公共施設等の整備等に関し専門的知識を有する者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
----------------	---	----	---	-------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

芦屋市PFI事業者選定委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市特別職報酬等審議会の担当事務に教育長の給料の額に関する事項についての審議を加えるとともに、芦屋市PFI事業者選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特別職報酬等審議会の担当事務に教育長の給料の額に関する事項についての審議を加える。(第2条関係)
- (2) 次のとおり附属機関を新たに設置する。(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市PFI事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条第1項の規定による特定事業を実施する民間事業者の選定に関する事項についての審議	5人	(1) 学識経験者 (2) 公共施設等の整備等に関し専門的知識を有する者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
芦屋市PFI事業者選定委員会の委員長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分	支給単位	報酬額	旅費の額
委員長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
委員	日額	11,200円	

地方自治法抜粋

※ _____部分は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により追加される規定

第204条 普通地方公共団体は，普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員，委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては，教育長），常勤の監査委員，議会の事務局長又は書記長，書記その他の常勤の職員，委員会の事務局長若しくは書記長，委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し，給料及び旅費を支給しなければならない。

（第2項及び第3項省略）

教育公務員特例法抜粋

※ _____部分は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により削除される規定

（定義）

第2条 この法律で「教育公務員」とは，地方公務員のうち，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校であつて同法第2条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長，校長（園長を含む。以下同じ。），教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

（第2項から第5項まで省略）

（教育長の給与等）

第16条 教育長については，地方公務員法第22条から第25条まで（条件附任用

及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

(第2項省略)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(民間事業者の選定等)

第8条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

(第2項省略)